

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日南市ふるまい協力団体募集要領

1 目的

この要領は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日南市歓迎装飾・接伴要項に基づき、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ（以下「大会」という。）に全国から参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）をあたたくお迎えするとともに日南市を全国にアピールするために設置する「おもてなしコーナー」で「ふるまい品」を提供するグループ、団体（以下「協力団体」）の募集に際し必要な事項を定める。

2 募集主体

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日南市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 おもてなしコーナーの設置場所及び期間

おもてなしコーナーの設置場所及び期間は次のとおりとする。ただし、実行委員会が認める場合はこの限りではない。

競技名	会 場	日 程
バレーボール （成年男子）	日南市北郷体育館(さくらアリーナ)	令和9年9月27日（月） ～9月30日（木）
レスリング	日南総合運動公園多目的体育館	令和9年10月2日（土） ～10月5日（火）
セーリング	日南市大堂津特設セーリング場	令和9年9月26日（日） ～9月29日（水）
高等学校野球 （硬式）	南郷中央公園野球場(南郷スタジアム) 天福公園野球場(天福球場)	令和9年9月30日（木） ～10月3日（日）
高等学校野球 （軟式）	天福公園野球場(天福球場) 日南総合運動公園野球場(東光寺球場)	令和9年10月1日（金） ～10月4日（月）

4 提供内容

おもてなしコーナーで次のいずれかのものを無料で提供するものとする。

- (1) 郷土料理
- (2) 市食材を使った料理
- (3) 市特産品
- (4) 市内で馴染みのある料理、菓子等
- (5) その他、実行委員会がふるまい品としてふさわしいと認めるもの。

5 提供方法

- (1) 対 象 者 選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者。ただし、競技会係員等大会の従事者は含まない。
- (2) 数 量 1 競技会場 1 日当たり 300 食以内とし、協力団体と実行委員会との協議の上で決定する。
- (3) 場 所 競技会場毎に設置する「おもてなしコーナー」
- (4) 提供時間 1 日当たり 4 時間以内とする。
- (5) 提 供 日 期間中、1 日を単位として、協力団体からの希望調査を基に実行委員会が調整するものとする。同日の複数会場での提供も可とするが、他の協力団体と希望する日が重複した場合は、この限りではない。

6 食材及び資材の準備

(1) 実行委員会が準備するもの

- ① テント、椅子、机
- ② 消火器

(2) 協力団体が準備するもの

- ① 食材・調味料
- ② 容器類（使い捨ての皿、スプーン、箸、バケツ、ザル（食べ残し入れ用）等）
- ③ 調理用具、燃料、電源等（寸胴鍋、LPGボンベ及びガスコンロ、発電機等）
- ④ 温度管理用品（ドライアイス、クーラーボックス、発泡スチロール等）
- ⑤ 衛生用品（エプロン、三角巾、マスク、ゴム手袋、アルコール消毒液、ハンドソープ、雑巾、使い捨てフキン、ティッシュ、ウェットティッシュ、ペーパータオル、ごみ袋等）

(3) その他必要なものがあった場合は、双方の協議により定めることとする。

7 費用負担

(1) ふるまい品の提供に必要な費用については、上記6（2）に係る実費相当額を1会場当たり提供数に300円を乗じた金額を上限とし、実行委員会が負担する。ただし、以下の①～③にかかる経費は別途実行委員会が負担する。

- ① 上記6（1）に示す実行委員会が準備する設備等にかかる費用
- ② 保険加入にかかる費用
- ③ 当日従事者及び調理者の検便費用

(2) ふるまいの提供に係る日当等の人件費、交通費等は、実行委員会は負担しないものとする。

8 保険

「おもてなしコーナー」の運営に関する保険は、実行委員会が加入する。保険内容は次のとおりとする。

- (1) 加入する保険 生産物賠償責任保険
- (2) 保険対象 実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合の補償

(3) 保険金額

	1人	1事故	保険期間中
対人	3,000万円	3億円	3億円

9 順守事項

- (1) 衛生上の理由から、会場では簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ下処理されたものを搬入した上で、直前に加熱処理を行う程度とすること。
- (2) 食材の芯まで加熱処理されていない生ものは、提供不可とする。
- (3) 漢方・生薬が入っているもの（薬膳料理、栄養ドリンク等）は、ドーピング検査で陽性反応が出る可能性があるため、提供不可とする。
- (4) アルコール飲料及びアルコール成分を多量に含むものは、提供不可とする。
- (5) 食品及び器具・容器包装、調理従事者の衣服等の衛生管理は、徹底して行うこと。
- (6) 当日の従事者は、必ずエプロン、三角巾、マスク、手袋を装着すること。
- (7) 保健所が定める各種衛生基準を順守し、衛生指導に従うこと。（実行委員会が案内する衛生講習会を必ず受講すること。）

10 応募条件

次の条件を全て満たすグループ、団体であること。

- (1) 日南市内で活動するグループ、団体であること。
- (2) 食品衛生法等の法令順守ができるグループ、団体であること。
- (3) 会場に責任者を置き、統括・運営できるグループ、団体であること。
- (4) ふるまい品の提供において、実施期間中に必要人数を確保できるグループ、団体であること。
- (5) 協力団体の構成員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は第2条第2号に規定する暴力団員若しくは、暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。
- (6) 実行委員会が適当と認めたグループ、団体であること。

11 応募方法

実施を希望するグループ、団体は「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日南市ふるまい協力団体申請書（様式第1号）」に必要な事項を記入の上、郵送、ファックス、メール又は持参により、申請期間中に実行委員会事務局に提出すること。

- (1) 申請期間
令和7年8月1日（金）から令和9年3月31日（火）まで（必着）
- (2) 提出先
〒887-8585
日南市中央通1-1-1
日本のひなた国スポ・障スポ日南市実行委員会
（日南市教育委員会生涯学習課国スポ・障スポ推進室内）
電 話：0987-27-3333
FAX：0987-24-0987
E-mail：k-sport@city.nichinan.lg.jp

12 協力団体の決定について

- (1) 実行委員会は、提出された申請書を基に審査を行い、適当であると認めたグループ、団体に対し、ふるまい実施決定通知書（様式第2号）を交付する。

13 費用の支払い方法等について

- (1) ふるまい実施決定通知書を受けた協力団体は、ふるまい実施計画書（様式第3号）を作成し、実行委員会が定める日までに実行委員会に提出する。
- (2) ふるまい実施当日までに、協力団体はふるまい従事者名簿（様式第4号）を作成し、実行委員会に提出する。
- (3) ふるまいの提供後、協力団体はふるまい実績報告書（様式第5号）を作成し実行委員会に提出する。なお、領収書が添付できない材料等に係る費用については、ふるまい材料等精算書（様式第6号）を提出する。
- (4) 実行委員会はふるまい実績報告書を精査の上、協力団体から提出された請求書によりふるまいの提供にかかった費用を協力団体に支払う。

14 大会の中止等に伴う対応について

- (1) 競技中止の場合及び競技は実施するものの屋外テントが使用できない場合は、ふるまいの提供は中止とする。
- (2) 行幸啓、お成り等が実施される場合、ふるまいの提供を一時中止する。なお、中止する時間帯については実行委員会の指示に従うこと。
- (3) ふるまいの提供が中止になった場合、準備にかかった費用は実行委員会が負担する。
- (4) 提供品が配布できなかった場合は、協力団体が処分する。
- (5) その他疑義等が生じた場合は、実行委員会と協力団体の協議により決定する。

15 保健所、消防署への届出等及び実施日の検査対応について

- (1) 保健所、消防署への届出は実行委員会が作成し、提出する。作成に当たり協力団体は実行委員会に漏れなく情報提供を行うこと。また、ふるまい提供日の1か月前を目途に、協力団体の当日従事者及び調理者の検便を行う。
- (2) 実施日の保健所、消防による検査対応は、休憩所係員（市職員）と協力団 thể現場責任者で行う。

16 問合せ先

〒887-8585

日南市中央通1-1-1

日本のひなた国スポ・障スポ日南市実行委員会

（日南市教育委員会生涯学習課国スポ・障スポ推進室内）

電 話：0987-27-3333

FAX：0987-24-0987

E-mail：k-sport@city.nichinan.lg.jp